

平成22年10月 7 日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成22年10月 5 日付け滝議第108号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしく申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしく申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	若 山 重 樹
経済部参事	多 田 幸 秀
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課農業基盤整備室主査	寿 永 七月男

(総務部総務課総務グループ)

第29回経済建設常任委員会

H22. 10. 12(火) 11:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《経済部》

株式会社滝川農業開発公社第22期取締役会の開催結果について

（資料）農 政 課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第29回 経済建設常任委員会

H22. 10. 12(火)11:01～

第 三 委 員 会 室

開 会 11:01

委 員 長

委員動静報告

欠席～山腰。遅刻～水口。委員外議員～窪之内。北海道新聞、プレス空知の傍聴を許可する。

本日は経済建設常任委員会近隣市企業視察を行う予定である。正午に出発する。

1. 所管からの報告事項について

株式会社滝川農業開発第22期公社取締役会の開催結果について

株式会社滝川農業開発公社第22期取締役会の開催結果について説明願う。

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 今回、滝川農業開発公社の工場操業停止による公社整理ということで、滝川市の損失補償が今の段階で事実上確定したということで改めて伺うことになるが、損失補償による支出は透明化されなければならない。会社や個人に責任があるものについては、負担をしていただかなければならない。しかし、タマネギの大量腐敗、廃棄については、公社による調査と、内部調査チームによる調査結果で善管注意義務違反がないとされてきた。腐敗による損失は、取締役、役付取締役にも伏せられ、議会での報告でも虚偽報告がされるなど、粉飾決算も行われ、非常に悪質なものであり、賠償責任の有無、また、重大な過失の有無では長としての監査請求を求めるべきではないか。この質疑をする上で、根拠とする内容では、総務省通知、平成21年6月23日第三セクター等の抜本的改革等の推進について、この中で、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為等責任に係る損害賠償請求等の是非も検討の上で、その旨明らかにする必要があるとしている。今後報告されるわけであるが、その根拠を第三者的、客観的な目で見ると、公社による調査や内部調査チームによる調査では、極めて不十分ということが、根拠の1点目であり、2点目は地方自治法第243条の2の職員の賠償責任から、実際に当時この腐敗の進行を知っていたのは、副参与であり、既に退職をしているが、この職員に対しては、職員が故意または重大な過失で物品等を亡失または損傷したときは、これによって生じた損害は賠償しなければならない。このようなことを根拠とし、長はこの時期に監査請求を行う必要があると考えているのか考えを伺う。

② 必要な資料についてであるが、損失補償履行が確定した今の段階で、改めて伺うことになるが、2月23日の第24回経済建設常任委員会としての資料要求が、8点のうち6点しか提出されなかった。提出された時系列も不十分なものであった。飯沼調査チーム長は提出できない理由について、第25回経済建設常任委員会で次のように述べている。1つ目には地方自治法第243条の3第2項財政状況の公表等により、長が議会に提出する書類としての位置づけがないこと。また、2つ目は、第221条第3項に基づく予算執行に関する長の調査権。これで知り得た業務上の事項については、その取り扱いを慎重、むやみに外部に漏らすことのないようにしなければならないというような解説があること。

委 員 長
多田参事
委 員 長
副委員長

さらに、今申し上げた公社の取締役会において、今般の資料要求については、会社法上の情報開示の範疇を超えると判断された。それらの点について、会社の判断を十分に尊重し、総合的に判断して、今回配付した資料のみ提出させていただくことになったと飯沼理事は述べている。しかし、今、状況が完全に変わっており、当時の資料要求により、再検討をするという考えはあるのか伺う。

③ 滝川農業開発公社は、これから8,000万円限度いっぱいの借り入れに向って、借り入れをふやしていくことになるかと思うが、現在の借入残高、未払金額、債権者数、主な内容、市内、市外について、売掛金等で未収金になっている内容についても、いつごろまでに幾ら入ってくるか、今後発生する借入金の見込みについて伺う。

④ 今後のスケジュールについて、任意整理をされるという可能性が高いわけだが、債権者が主導するということになると思われるが、滝川市として弁護士などの専門家をいつごろ、どのように配置をするのか、また、その費用負担等について伺う。

⑤ 大きなスケジュールについて、これ以上収入がなく、最終的に債務額が確定するという時期はいつごろと考えているのか。また、その債務額が確定して会社の存廃の最終的な結論を出す取締役会や株主総会をいつごろ予定しているのか。それに向けて、どんな取締役会等が必要になるのか伺う。

⑥ 公社は廃止をするということで、施設の財産の譲渡については、どのように考えられているのか伺う。また、雇用の関係はどのように考えているのか伺う。

⑦ 平成21年6月23日の総務省通知、第三セクターの抜本的改革の推進等については、具体的に地方公共団体の長が、議会または住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、具体的にすべき事項について、いつごろ議会に報告をされるのか伺う。

⑧ 事業採択から現状に至った経緯と責任について、いつごろ議会に報告をされるのか。タッグ計画等で北電跡地の対策等のためこの公社が立ち上げられたことは簡便に書かれているが、22年前のことなので現職の議員で知る者も非常に少ないという中で、事業採択から現状までの収支の経緯なども含めたことが示され、特に経営責任、経営悪化の原因、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非の検討の経過と結果、会計処理の決算報告等が適正だったかどうか伺う。

⑨ 当該事業の整理または再生が最善の選択であると考えられる理由、売却、清算などの事業の整理または再生に伴い、損失補償の履行を行う必要がある場合にはその旨、処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方について、債務調整を伴う処理策として、債務処理に当たっては法的整理や私的整理に関するガイドライン等を活用して実施をなすべきといったことが書かれているが、このガイドラインというものがどんなものなのか説明願いたい。

⑩ 最終的に残資産の管理規定または最終的に地方債の特例の活用をするような方向で検討されると思うが、その地方債の特例の条件等について伺う。

⑪ 長としての監査請求であるが、前回の本会議でも清水議員からの質問で総務部長が答えたと思うが、あれが現段階の考え方と理解してもらいたい。これから損失補償等のいろいろな議題が上がってくる時点でどうなるか見えない

若山部長

部分もあるが、今の時点では総務部長が答えるという形であるので理解願いたい。

② 必要な資料であるが、これも当時飯沼調査チーム長が答えている範囲である。損失補償の関係は議会に諮らなければならないので、その中でどういうものが必要で新たな資料等が出てくるかと思うが、現状の答えとしてはチーム長の答えた範囲でしか答えられない。

④ 任意整理に当たっては債権者が主導するのが通例という意味合いであるが、任意整理で行っていきたいと考えている。その中で法的整理の段階で弁護士が発生する。任意整理では弁護士は発生しないと理解している。

⑤ 大きなスケジュールの中では、譲渡交渉は水面下で実際に行っている。まだ表に出せないところであるが、現実には相手方で事業継続した場合、新たな資本としてどれくらい投資しなければならないかそろばんをはじいている段階である。

⑥ 私たちとしては、雇用の関係においては継続雇用が第一条件で、これがない限りは事業承継というものは無理であり、雇用を大事にしてほしいということでは、今のところ相手方も理解していただいている。

⑧ 損失補償の関係について、いつ云々ということであるが、会社を閉めるということになれば損失補償というものは債務負担の中で8,000万円という限度額のもと議決されている中で考えていかなければならない。また、議会にも提案して理解していただかなければ、立ち行かなくなるということであるので、そういう中ですべてどのように説明できるかということと損失補償も含めて議会のほうには提案していきたい。

⑦ 後で説明があると思うが、任意整理する中においても、債権債務の確定というのはすぐできる問題でないので、事業継承するのであれば、今あるところの機械等を相手と交渉して資産として見ていただけるのかというやりとりも必要となる。早くても整理できるのが11月末か12月をめどとして私たちも一生懸命動いている。4定かその後1定の議会か、早い時期を視野に入れた中で図っていきたい。

⑨ 法的整理、私的整理についてのガイドラインについて、私のほうでは細かなことはわからないので勉強させてもらいたい。一般的な法的整理、私的整理は知っているが、わからないところは専門家に聞いて順次進めているところである。残資産の関係であるが、損失補償を頼るということは残資産がなくなるということなので理解願いたい。

⑩ 地方債の特例の関係であるが、地方債、第三セクター、国のほうで現実に認められている地方債であるので活用していきたいと考えている。これはあくまでも損失補償に対する限度額の借り入れという形であるが、その中で交付税としては一部について戻りがあると聞いている。私のほうからは以上であるが、今後の借り入れの関係、未払い金の関係、債務の確定、取締役会、株主総会のスケジュールについては、参事の方から答える。

多田参事

③④ 今後の公社の借入金、未払い金、債権者等の関係であるが、今までの経済建設常任委員会の中と同じ答弁になるかと思うが、具体的な内容については答えることはできないと考えている。今後発生する見込みなどについても、現在精査を行っている最中である。今後そういった債務の内容などを確定させながら、どのような金額になっていくのかについて詰めていく必要があると思っ

ている。

⑤ 今後の取締役会または株主総会であるが、今月末に臨時の株主総会を開いて、先ほども話したがおおむねの最終的な整理の方向等について議論をいただきたいと考えている。そういった議論を受けて次にどういう整理の仕方をするのかという手続に入っていくのかと思っている。先ほど部長から話があったように、債権債務を確定させていただきながら、なるべく早い段階で収支等の状況を確定させて実行に移していきたいと考えている。

若山部長

補足であるが、現在の借入金は少し動いているということもあって、あくまでも先般経営状況で報告している7,200万円から少しふえているところもある。今後発生するということは極力避ける状況で動いている。債務額の確定は先ほども答えたが、11月ないし12月末という形で、株主総会も10月29日に予定している。その中で特別議決で解散をするということになる。あくまでも会社としてはそういう方向で残務整理を行っていった、最終的に会社の消滅というのは来年になるが、株式会社滝川農業開発公社の残務処理会社といった形で継続し、会社自体がなくなるのは今年度末で事業自体は一切やっていない状況である。

副委員長

① 驚くような答弁をされるわけだが、長としての監査請求についてと、必要な資料についての質問に対して、今の時点で本会議の答弁あるいは4月当時の判断を踏襲した考え方が変わらないというのは、第三セクターに対する地方自治体の関与という点で、総務省通知をよくわかっていないというふうに言わざるを得ない。私が先ほど述べた総務省通知で、抜本的改革、つまり廃止について抜本的に廃止する場合は情報開示の徹底による責任の明確化をせよと言っているわけで、ここで契約元の原因を明らかにするとともに善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償責任等の是非を検討の上明らかにする必要がある。これは滝川市の職員がということではなく、公社の中でこういったことが実際どう行われたのかということ、自治体がきちんと調べて、議会及び住民に情報開示の徹底を図るようになっているわけで、それがわかっていないからそのような答弁をする。私は質疑でわざわざ親切に、当時の飯沼理事の資料が出せないという理由3点が、今でも生きるのか、それともそれは今の時期では総務省通知に従うべきと態度を変えるのかということをあえて聞いたわけで、その3点についても変わらないということであれば、議会としても相当の決意を持った対応をせざるを得ない。1点目、地方自治法第243条の3第2項には、長が議会に提出する書類としての位置づけがないこと。これは普通に動いている公社の話で、今回の総務省通知でいえばそういうものを明らかにしなさいということ言っているわけで、地方自治法第221条に基づく長の調査権というのは、普通地方公共団体が損失補償を行うと、その者のために債務を負担している法人については、予算の執行の適正を期するために委員会もしくは、この場合委員会というのは調査チームが入るのかどうかかわからないが、長に付属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績もしくは見込みについて徴し、予算の執行状況の実施について調査し、またはその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。あるいは、2点目では、予算の執行の適正を期するために調査、試験、研究等の委託を受けたものに対してその状況を調査し、または報告を徴することができる。つまり取締役会の同意は必要がないわけで、これを最後まで取締役会を理由にする

のであれば、近々行われる取締役会で私の質疑を全部取締役役に知らせてそれでも情報を出さないのであれば、相手は取締役会になる。ここで幾ら言ってもあなた方が、取締役会がだめだと言っているから出さないと言うのであれば、取締役会に諮って取締役会としてこれまで出さないと言ってきた資料は出すというふうにするのか、それとも地方自治法第 221 条に基づく長の調査権を発効するのか、どちらかが必要と思うが、その点について余りにも抽象的な答弁だったので具体的に伺う。

② これからはすべて総務省通知に基づいてやっていくということだと思うが、こういうことも書いてある。処理策に関し、手続、内容等についての公平性、総務省通知には透明性を確保する必要がある。このようなことから、債務調査に当たっても、法的整理や私的整理に関するガイドラインで行えということで、法的整理が必要でなければ任意整理で、しかも弁護士も入れないという話だったが、入れないのなら入れないで、この総務省の言っている公平性、透明性を確保する手段、根拠があれば議会や市民は納得できる。そういうものをきちんとするという点について改めて伺う。

若山部長

① 私の最初の答えが多分不十分で理解されなかったのだと思うが、私は出さないと言っているわけではない。これから損失補償という形で議員の皆様理解をいただくのに、果たして副委員長が先般言われたように資料が本当にそれでよいのかどうかということも検証しなければならない。これから損失補償の議決をいただく上で、そこところが皆さんに理解いただくという面で、資料要求があればそのところをどうマッチングできるかということを考えていきたいということを言っているのだから、全く出さないということではなく、今の段階では新たな損失補償という面に向かって資料を精査していかなければならない。現状としては副委員長が言われた点で一度断っているのだから、あとの 6 点について本当に透明性が云々と言っているときに最適な資料かどうかを吟味していかなければならないということで、もっと資料的にはほかに存在するのではないかとということである。現段階ではこの資料については出せないということである。

② 透明性の確保ということだが、任意整理の場合は一元的に自分たちの会社である農業開発公社と債権者等含めて、円満に解決していくのが任意整理である。それでなければ弁護士が絡まないで会社同士の話し合いでどう整理していくか、これが私たち第三セクターとしては誠意を尽くしてやっていくのが大事だという観点で、任意整理でやっていきたいと思っている。その中には弁護士というよりも自分たちが相手の企業とやっていかなければならないと理解している。議会のほうには残務整理イコール最終的には損失補償の額がある程度決まっていくので、その辺はきちんと説明していきたいと思っている。副委員長の言われる、あの資料この資料といろいろあると思うが、全部出せるかどうかはその時点で答えさせてもらいたいと思っている。

副委員長

今、損失補償に関しては、司法は判断を変えつつあるといえれば言い過ぎかもしれないが、いろいろな判断をしているという状況について、どれだけ把握されているのかということをもっと伺う。損失補償については川崎市の第三セクターで平成 18 年に東京地裁判決、そして埼玉県の三郷市と合併してできた市で、ことしの 8 月 30 日に損失補償は無効であると東京高裁で判決があった。そのほかそれ以前の平成 21 年にはアジアパークとか有明バイオワールドなどで、

アジアパークにおいては最高裁で平成 19 年に損失補償そのものが無効であるということが出始めている。高裁については市が上告したので、最高裁にゆだねられた。つまり損失補償したからといって、したという議決を受けて何でも損失補償することがよいのかということ。滝川市議会でも平成 19 年に 8,000 万円の損失補償をするという議決をしているが、その後の粉飾決算、それも市の職員がかかわっての粉飾決算である。なおかつそういった損失補償が有効か無効かということは、市として十分に検討すべき課題ではないかと思う。これは 11 月末までに債権債務が確定し諸手続が終えるということだが、最終的な議決前にそういったことに対する市の判断もきちんと出す必要があると思うが考え方を伺う。

委員長

今いろいろと議論をやっているが、この内容から離れた部分もあるので、きょうこの時間内ですべてが答弁できるとは私は思わない。それで、できない部分は次回、時間もあるのできちんと整理してやっていただくということで、今現在、この質疑に対しての答弁を願いたい。

若山部長

損失補償だけ前面に出たような形であるが、諸問題はクリアーしていかなければならないと考えている。あくまでも損失補償だけがこの解決の方法ではないが、ただ経過としてはそういうところに頼らなければならないということは理解願いたいと思うし、債権債務の確定が 11 月末か 12 月初旬で、諸手続の確定後になる。いろいろな判例については承知している。それで最高裁でも許容が認められた範囲も知っている。これが私たちの中でどうこうという判断を現状で述べることは差し控えさせていただきたい。

委員長

時間をせかすわけではないが視察の日程もあるので、きょうは委員外議員の質疑は控えていただきたいがよいか。(よし)他に質疑はあるか。

田村

三セクの問題はここ数年来、報道記事がいろいろ出ている。昨年の 6 月に総務省が三セクに対する改革推進ということで法制化されてきているが、この農業開発公社においては特異なもので、普通の赤字経営であればそれはそれでやむを得ないと思うのだが、粉飾決算というのは詐欺まがいで、もしこの粉飾決算が民間で起きていたら、株主が損をするので当然株主に訴えられる。そこで三セクというのは不思議な会社だと思うのだが、どの三セクにも共通していると思うが、債権ばかりでなく経営責任はだれがどうやって取るのかということで、今の話を聞いていると、全部起債なり債務保証で整理して、市民には何も関係ないように聞こえるのだが、税金が全部かかる。そういうものに対して果たしてあなた方がどれだけ危機感を持ってこれに対応しているのかということで、これは取締役も株主も同じだ。取締役で責任を取れる人は社長以外いるのかということで、取締役の債務額の弁償の割合、そういうものをどういうふうに考えているのか。債務保証が 8,000 万円ならそれは議会で議決しているが、今既に何百万円かふえて 8,000 万円を超えているわけで、それを部長が把握していないというのもお粗末な話で、この整理というのは今後の三セクにおいて、まだほかにも整理せざるを得ないものも出てくると思う。そのときに前はこうだったというお粗末な解決ではなくて、取締役はしっかり責任を持つという方法にすべきで、工場稼働停止日は決まっているのか伺う。

若山部長

先ほどの金額で繰越金は 8,200 万円くらいということで勘違いしていた。取締役の責任がどこまでどう発生するか、これからも難しい問題が控えていると思っている。私たちが今行わなければならないことは、取締役の責任としてきち

んと解散して次の継承会社もきちんとしていきたいということで、どういう割合で持つのかということは私の中では整理できていないというのが現状である。停止日は、受注する会社はない状態で、つくりおきのものがあるので売っていくということだが、10月8日に一応停止はさせているところである。新たな受注は生じないということもわかったので、8日で発注分はつくり終えたということである。

田 村
若山部長

株主の出資金はどうなるのか。

大変申しわけないが今の収支という形では通常の放棄ということになる。時価のない株券ではあるが、滝川市としては1,100万円を出資したわけなのでその分はなくなるということになる。株主にはそれぞれ回ってその辺は大まかな了解を取りつけているというのが現状である。

委 員 長

正午には出発したいので、次回に質疑する機会もあると思うのでよろしくお願いしたい。他に質疑がなければ報告済みとする。

2. その他について

委員から何かあるか。(なし) 事務局からあるか。(なし)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)

以上をもって、第29回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 11:55